

28宗都第10205号  
平成28年11月4日

宗像市監査委員 佐藤 光俊 様  
宗像市監査委員 小島 輝枝 様

宗像市長 谷井 博美  
(都市建設部都市計画課)

定期監査の結果に基づく措置状況について(報告)

平成28年10月25日付28宗監第10040号で通知のあった標記の件について、別紙のとおり報告します。

定期監査の結果に基づく措置状況について（報告）

（別紙）

（都市計画課）

定期監査実施日：平成27年10月7日

監査対象年度：平成26年度

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>（１）審議会の議事録について  「宗像市都市計画審議会」の議事録には署名委員による署名があるが、「宗像市景観審議会」及び「宗像市国土利用計画及び都市計画マスタープラン審議会」の議事録には委員の署名がなく、議事録の内容を委員が確認していることが明確になっていないので、議事録の整備について検討されたい。</p> <p>（２）宗像市都市計画審議会に関する事蹟について  審議会の委員就任を宗像警察署長に依頼し、承諾を得ているが、提出された承諾書に宗像警察署長の公印が押印されていないので、公印を押印した承諾書を提出するよう求められたい。</p> <p>（３）審議会の文書管理について  宗像市景観審議会の委員就任に係る文書及び審議会の開催に係る文書において、発信年月日が記載されていないもの、文書番号、発信年月日ともに記載されていないものがあるので、事務処理を適正に行われたい。</p> <p>（４）宗像市国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定業務委託に関する事蹟について  入札参加業者から提出された業務に係る質疑書について、ファックスを利用して事前に提出された質疑書と後日提出された原本がつかれているものがあるが、その中に質疑書の原本には提出期限の日付が記載されているにもかかわらず、事前提出されたファックス送信分には提出期限後の日付が記載されているものがある。また、契約書において部分払は「無」とな</p>	<p>（１）審議会の議事録について  「宗像市景観審議会」及び「宗像市国土利用計画及び都市計画マスタープラン審議会」においては、今後議事録を作成する場合、議事録の内容を委員が確認したことを明確にするため、委員の署名を求めよう改めました。</p> <p>（２）宗像市都市計画審議会に関する事蹟について  宗像警察署長より提出される委員就任依頼に対する承諾書については、公印を押印していただくようにしました。</p> <p>（３）審議会の文書管理について  宗像市景観審議会の委員就任に係る文書及び審議会の開催に係る文書に関して、記載事項に遺漏がないよう適正な事務処理について課員に周知徹底いたしました。</p> <p>（４）宗像市国土利用計画及び都市計画マスタープラン策定業務委託に関する事蹟について  委託契約の事務においては、入札業者者から書類を受領する際、記載事項に漏れや誤りがないよう確認の徹底を課員に促しました。また、契約書と業務特記仕様書との整合性が図られるよう、適正な事務処理について課内会議で確認しました。</p>

っているが、業務特記仕様書において「中間報告書」の提出を求め、それに応じた費用を出来高払いしているので、事務処理を適正に行われたい。

( 5 ) 原町地区修景事業再評価支援業務委託に関する事蹟について  
受託者の事情で契約書の契約日を当初の契約予定日より後日に変更しているが、受託者が契約の履行に係る提出書類「委託事務に係る誓約書」の提出日を修正せずに当初の契約予定日のまま提出している。そのため、書類の提出日が契約日と整合しないが、そのまま受領しているため、書類受領時の確認を徹底されたい。

( 5 ) 原町地区修景事業再評価支援業務委託に関する事蹟について  
書類受領時の確認を徹底するよう、課員に周知を図りました。